

第三次下野市行政改革大綱は、自治基本条例施行後初めて策定する行政改革大綱として、市民との協働をより一層推進するとともに、上位計画である新市建設計画や総合計画が継続中であるため、第二次行政改革大綱の基本方針を継続・強化することとしています。

第1章 行政改革大綱策定の趣旨

1 本市を取り巻く現状と課題

- (1) 地方分権改革の推進
- (2) 健全財政の堅持
- (3) 新庁舎による行政サービスの質的向上
- (4) 公共施設の再配置
- (5) 職員体制の確立

2 これまでの取組

- (1) 行政改革大綱
- (2) 新市建設計画の変更
- (3) 下野市自治基本条例の制定

3 新たな行政改革大綱の必要性

第2章 市民との協働の推進

第3章 第三次行政改革の基本方針

- (1) さらなる協働の推進
- (2) 質的側面の向上
- (3) 量的側面の改善

第4章 実施期間

第5章 推進方針

- (1) 実施計画の策定
- (2) 推進体制
- (3) 公表

第6章 行政改革の重点項目

- 1 市民との協働によるまちづくりの推進 (1)～(6)
- 2 効率的・効果的な行政経営の推進 (1)～(13)
- 3 将来にわたり持続可能な財政運営の推進 (1)～(8)

◎章ごとの概要

第1章 行政改革大綱策定の趣旨

1 本市を取り巻く現状と課題

国の動向も踏まえ、(1)から(5)までの項目に分け、下野市の現状と課題を記載しています。また、下野市独自のものとして、(3)新庁舎による行政サービスの質的向上を記載し、新庁舎開庁を行政運営のさらなる「質の向上」を図る好機と捉え、より一層の行政改革を推進しなければならないと説明しています。

2 これまでの取組

(1)で、合併直後から行政改革大綱を策定し行政改革に取り組んでいることを説明し、また、第二次行政改革大綱では、「質的向上」という視点を取り入れ取り組んできたことを

説明しています。また、行政改革大綱は、市の最上位計画である「総合計画」を推進していくための個別計画であることを説明しています。

また、(2)・(3)で、第二次行政改革大綱策定後の市政全般に係わる重要な取組として、合併特例債の発行期間が延長されたことに伴う「新市建設計画」の計画期間の延長と、新たに施行された市の最高規範である「自治基本条例」の制定を説明しています。

(1)から(3)の説明により、新たな行政改革大綱は、「自治基本条例」・「新市建設計画」・「総合計画」の趣旨に添って策定・運用しなければならないことを説明しています。

3 新たな行政改革大綱の必要性

「本市を取り巻く現状と課題」と「これまでの取組」の総括として、第二次行政改革大綱が平成26年度終了しますが、下野市における課題を解決し、持続可能な行政運営を確立するため、今後の行政改革の道筋を明確にし、さらなる行政改革を推進しなければならないことを説明し、第二次行政改革大綱の基本方針を継続・強化しつつ、新たな視点を追加し、第三次行政改革大綱を策定するとしています。

第2章 市民との協働の推進

自治基本条例の趣旨に基づき、行政改革を推進するうえでも市民の参画と協働が重要であり、市が率先して行政改革に取り組むことはもちろん、市民主体のまちづくりのため、市民の参画と協働を進めるための制度の充実強化を図ることを説明しています。

第3章 行政改革の基本方針

自治基本条例施行後初めて策定する行政改革大綱となるため、基本目標に「市民との協働による持続的に発展するまちづくり」を掲げるとともに、基本方針に「さらなる協働の推進」・「質的側面の向上」・「量的側面の改善」を掲げ、第二次行政改革大綱の基本方針を継続・強化することとしています。

また、(1)から(3)で基本方針の個別説明を行っています。

第4章 実施期間

実施期間を規定しています。(5年間)

第5章 推進方針

推進方針として、(1)で改革の実効性を担保するための実施計画の策定、(2)で庁内組織と外部組織である「下野市行政改革推進委員会」の推進体制の説明を行い、(3)で行政改革大綱・実施計画及び進捗状況の公表について規定しています。

第6章 行政改革の重点項目

基本目標・基本方針を推進するため、重点項目として「市民との協働によるまちづくりの推進」・「効率的・効果的な行政経営の推進」・「将来にわたり持続可能な財政運営の推進」を設定しています。

また、重点項目ごとに27の個別項目を設定し、個別項目ごとの取組内容を記載しています。個別項目については、「市民との協働によるまちづくりの推進」では6項目、「効率的・効果的な行政経営の推進」では13項目、「将来にわたり持続可能な財政運営の推進」では8項目を設定しています。

今後策定する第三次行政改革大綱実施計画で掲げる個別の実施項目は、27の個別項目の具体的取組として記載することとなります。